

【注意1】 避難支援者に事前提供する名簿は、以下の避難支援に必要なとなる最小限の情報が記載された名簿です。

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、単身高齢者、要介護認定者及び障がい者などの該当要件区分

【注意2】 名簿を事前に提供する避難支援者は以下のとおりです。

新発田警察署、新発田地域広域消防本部、消防団、民生委員、児童委員、自治会の長、市内地域包括支援センター、新発田市社会福祉協議会

【注意3】 大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となるため、「その時にできる範囲内での支援」となります。名簿の登録は、確実な支援や救出を確約するものではありません。

【注意4】 名簿は、日頃からの見守り活動や自治会が行なう防災訓練等に利用されます。自治会での利用においては、自治会役員その他、防災担当者、訓練担当者、個別避難計画担当者、地元自主防災組織役員などへ必要に応じて情報提供が行なわれる旨をご了承ください。

【提出先・問合せ先】

新発田市役所(住所：中央町3丁目3番3号) 電話22-3030(代表)

高齢福祉課、社会福祉課、健康推進課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所
(防災対策に関するお問い合わせは、地域安全課へ)